

東京大学Y-tecフェロー受入れ実施要項

令和9年9月3日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立研究開発法人 科学技術振興機構（以下、「JST」という。）の提供する日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業若手人材交流プログラム（以下「Y-tec」という。）に申請し採択された交流計画（以下「プログラム」という。）に基づき、日本とASEANの若手人材の交流、ネットワーク形成の促進、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成を目的として、本学において研究又はこれに関連する活動（以下「研究等」という。）に従事及び参加するため受入れる者（以下「Y-tecフェロー」という。）の受入身分及びその他必要な事項について定める。

(受入れ資格)

第2条 Y-tecフェローとして受入れることができる者は、Y-tecの募集要項において規定された要件を満たし、本学において当該プログラムに基づく研究等に従事及び参加することが適当であると受入れ部局長（以下「部局長」という。）が認めた者とする。

(申請手続き)

第3条 Y-tecフェローとしての受入れを希望する者は、自身が参加予定のプログラムが採択された後、プログラムの実施主担当者（以下「実施主担当者」という。）を通じ、部局長に対し、別に定める誓約書を提出しなければならない。

- 2 部局長は、前項の提出があったときは、本学の教育研究上支障がなく、プログラムに基づく研究等に従事及び参加することが適当であると認めた場合、Y-tecフェローとしての受入れを許可するものとする。

(受入れ期間)

第4条 Y-tecフェローとして受入れることができる期間については、日本に渡航し本学において研究等に従事及び参加する期間のうち、部局長が認めた期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部局長は、プログラムの実施上特に必要があると認める場合は、日本に渡航せずオンラインにより研究等に従事及び参加する期間についても、Y-tecフェローとして受入れることができる期間として認めることができる。
- 3 前2項の期間は、JSTが定めるプログラムの採択期間を超えてはならない。

(研究料)

第5条 Y-tecフェローに係る研究料は、徴収しない。

(受入れ環境の整備)

第6条 部局長は、Y-tecフェローの研究等の遂行に必要な施設、設備、文献、標本資料、通信環境（情報システム及びメールアドレス）等については、当該部局の規則に則り、教育研究上必要な範囲で使用させるものとする。

2 Y-tec フェローは、第1項のほか、本学に受入れる研究員相当の者として、所定の手続きを行なったうえで学内の施設設備等を利用することができるものとする。

3 部局長は、第1項のほか、Y-tec の募集要項に則り、Y-tec フェローの受入れ環境を整備するものとする。

(諸規則の遵守)

第7条 Y-tec フェローは、本学及び受入れ部局の諸規則を遵守しなければならない。

2 部局長は、Y-tec フェローが本学若しくは受入れ部局の諸規則に違反した場合又は Y-tec フェローとしての受入れを継続することについて支障があると判断した場合は、当該 Y-tec フェローの受入れの許可を取り消すことができる。

(知的財産の取扱い)

第8条 Y-tec フェローとして従事した研究において創出した知的財産の取扱いについては、Y-tec フェローは、東京大学発明等取扱規則及びその他の関連規則に定める「その他の研究者等」に該当するものとして取扱う。

(本事業における活動中の事故への対応)

第9条 Y-tec フェローが本学において研究等に従事している際に、Y-tec フェロー自身の故意又は過失による事故等により損害を受けた場合又は第三者に損害を与えた場合は、原則として、本学は責任を負わない。ただし、本学に責任が認められる場合はその限りでない。

2 Y-tec フェローが故意又は過失により本学に損害を与えた場合、本学は、当該 Y-tec フェローに対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、Y-tecフェローの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年10月1日から実施する。